特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	国民健康保険給付関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、国民健康保険給付関係事務において特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利 益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態 を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライ バシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松浦市長

公表日

令和7年6月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険給付関係事務			
②事務の概要	国民健康保険法の規定に則り、レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、 高額介護合算の証明書発行及び現金給付のほか統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認			
③システムの名称	国保総合システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア			

2. 特定個人情報ファイル名

国保給付ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項別表第44の項、番号法第9条第2項、番号法別表の主務省令で定める事務を定めるの令第24条、国民健康保険法第113条の3

(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に

:第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に 規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人 情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令 により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(145の項)

規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(137の項)

	る命令第24条、国民健康保険法第113条の3			
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が「含まれる項(69、70の項) (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(69、70の項) (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、166、173の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、65、69、83、86の項) :第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(16の項) :第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(19の項) :第三欄(情報提供者)が「原療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する結付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する結付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項。規定は表表的に関する法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄			

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	健康ほけん課					
②所属長の役職名	健康ほけん課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求					
松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	松浦市健康ほけん課 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地					
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年8月8日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和5年8月8日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 布機関については、それ] ぃぞれ重点項目評		書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
。 杜中田 L 体积 6.3 工 / 4	****		4 3 T + BA / 1	
2. 特定個人情報の入手(†	育報提供ネットリーク 	システムを通じ	た人手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、機密文書として書棚等に施錠し保管している。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、機密文書として書棚等に施錠し保管している。				

変更箇所

変更固	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VIリスク対策	人文的·少比斯	新様式による項目追加	事後	TETT MANUC N. O. DO. A.
令和4年3月11日	1 関連情報	·番号法第19条7号、別表第二、平成26年内	・番号法第19条第8号、別表第二、平成26年	事後	
	4. 情報提供システムネット I しきい値判断項目	閣府・総務省令第7号 第25条第1から5号、8 令和1年5月31日時点	内閣府・総務省令第7号 第25条第1から5 令和4年2月18日時点		
令和4年3月11日	1. 対象人数 I しきい値判断項目	令和1年5月31日時点 令和4年2月18日時点	令和4年2月18日時点 令和5年8月8日時点	事後	
令和5年9月1日	1. 対象人数	令和4年2月18日時点	令和5年8月8日時点	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項 平成26年内閣府·総務省令第5号 第24条第 1、3、4、5号	番号法第9条第1項別表第44の項、番号法第 9条第2項、番号法別表の主務省令で定める事 務を定める命令第24条、国民健康保険法第1 13条の3	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 4.情報提供システムネット ワークによう情報連携 ②法令上の根拠	第7年系の主張の主張の主張の主張の主張の主張の主張の主張の主張の主張の主張の主張の主張の	番号法第19条第8号に基づ土路舎命第2条の表 (情報阻急の報題) 「精報阻急の報題) 「精報阻急の報題) 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「新報報息」 「「新報報 「「新報報息」 「「新報報題」 「「新報報 「「新報報 「「新報報 「「新報報 「「新報報 「「新報報 「「新	事後	
令和7年6月27日	VIリスク対策	_	新様式による項目追加	事後	